

第149号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(長崎市民神の島プール)

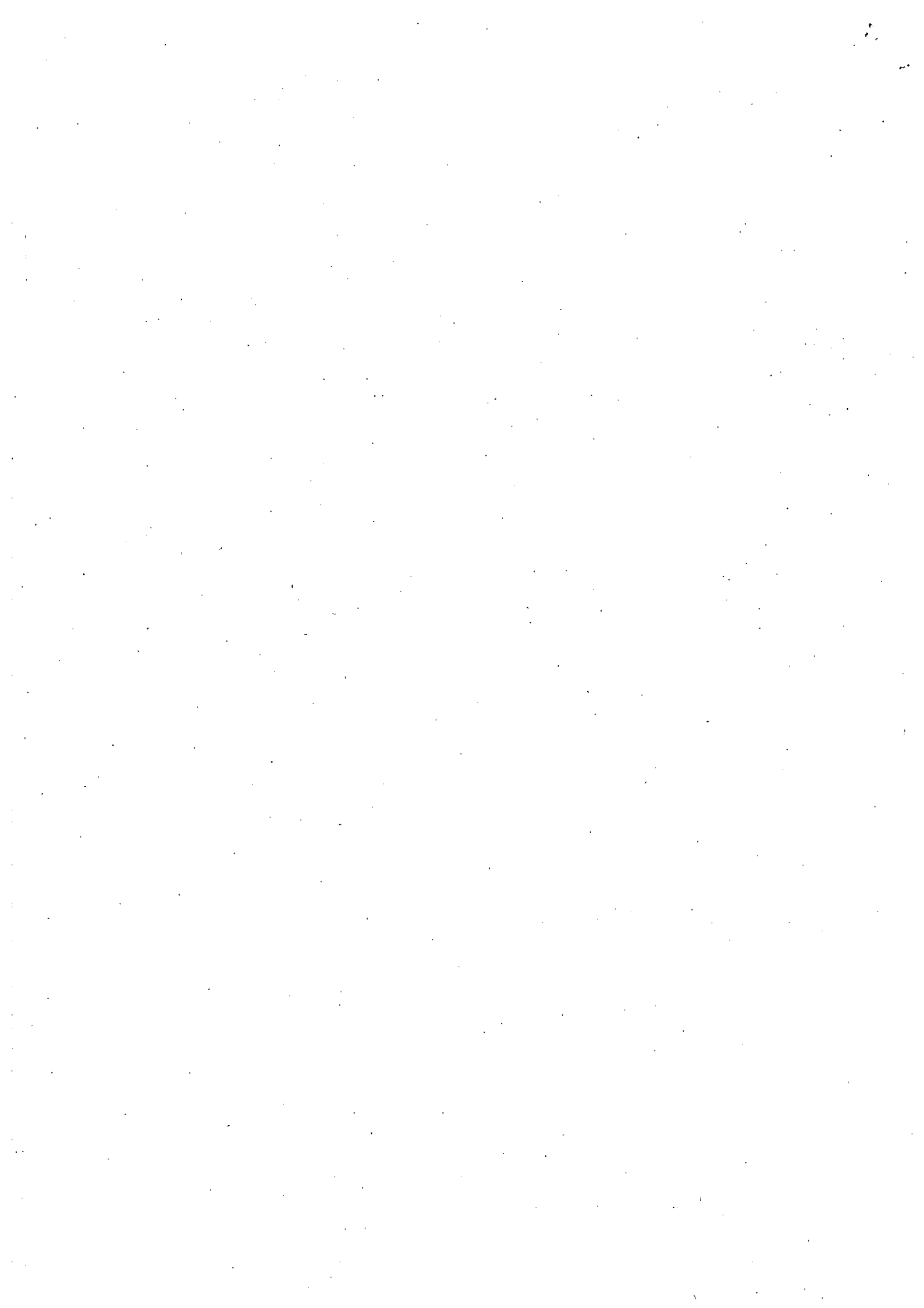
目次	ページ
1 施設の概要	1～3
2 指定管理者候補者の概要	4
3 指定の期間	4
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由	4～5

【参考資料】

(1) 事業計画書概要	6～12
(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)	13～15
(3) 募集要項、仕様書	16～44

市民生活部

令和3年11月



1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市民神の島プール
- (2) 所在地 長崎市神ノ島3丁目526番地33
- (3) 設置年月日 平成30年1月6日
- (4) 設置目的 市民の体育の振興を図るため
- (5) 主な施設内容

構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
延床面積		2,127.64㎡
施設内容	1階	プール(25m7コース)、更衣室、シャワー室、トイレ
	2階	浴室、休憩室、和室、トイレ

(6) 開館時間の承認の基準

7月21日から 8月31日まで	午前9時から午後9時までの時間帯を基本とし、 1日12時間以上であること。
9月1日から 翌年7月20日まで	午後1時から午後8時までの時間帯を基本とし、 1日7時間以上であること。

(7) 休館日の承認の基準

期 間	休 場 日
7月21日から8月31日まで (8月9日を除く。)	休場日なし
9月1日から 翌年7月20日まで	週1回以内の休日等でない日並びに1月1日から1月3日 まで及び12月29日から12月31日までの期間内

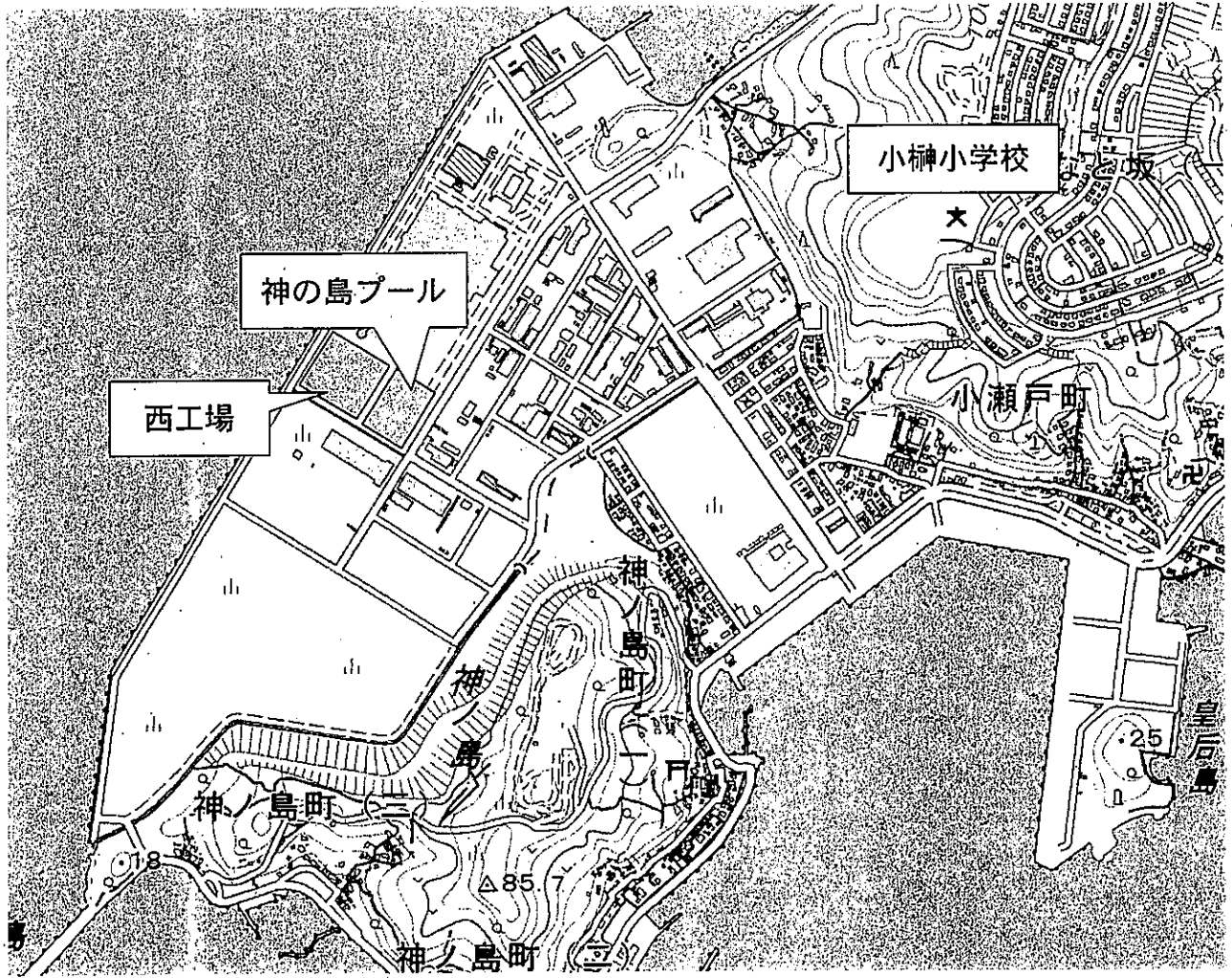
(8) 利用者数(実績)

年 度	平成29年度 (1月6日~3月31日)	平成30年度	令和元年度	令和2年度※1	令和3年度※2 (4月1日~9月30日)
プー ル	8,974人	45,781人	40,388人	33,841人	16,518人
浴 室	11,101人	37,029人	35,451人	27,521人	9,652人
合 計	20,075人	82,810人	75,839人	61,362人	26,170人

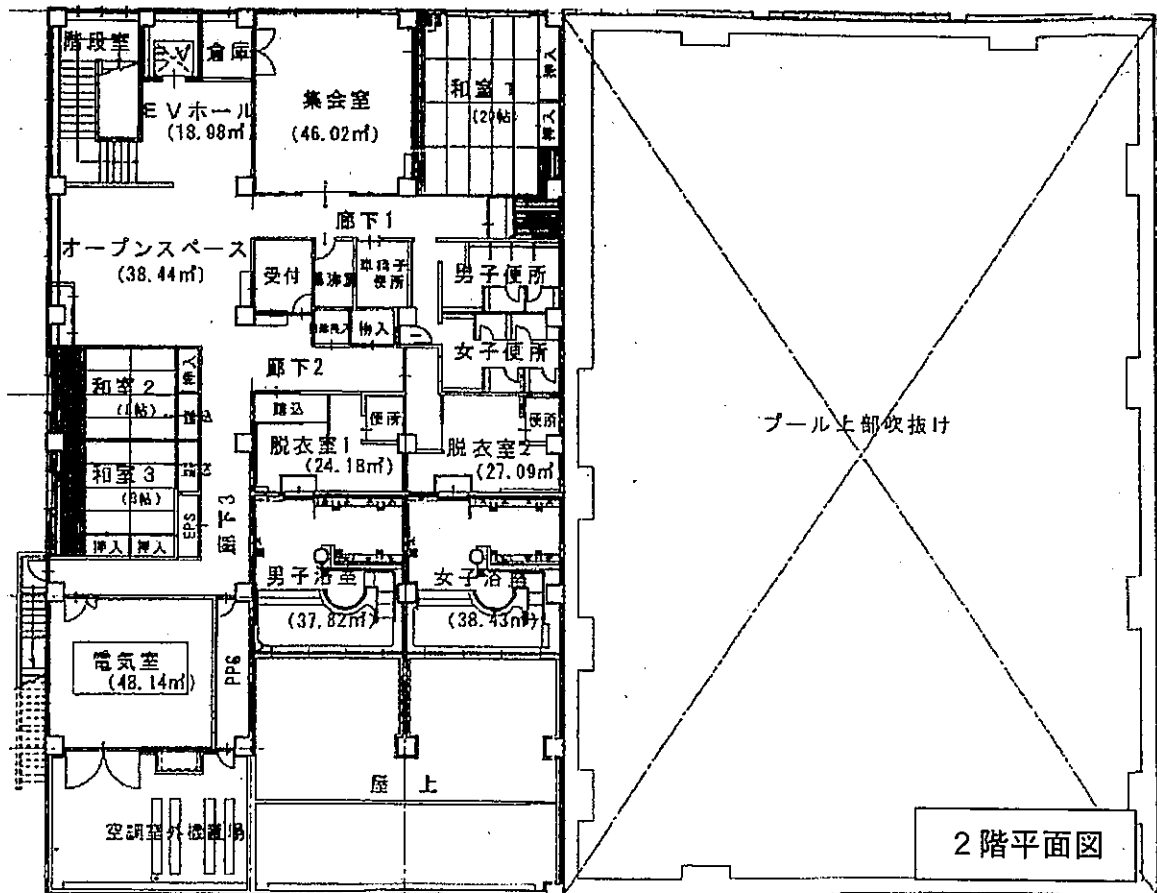
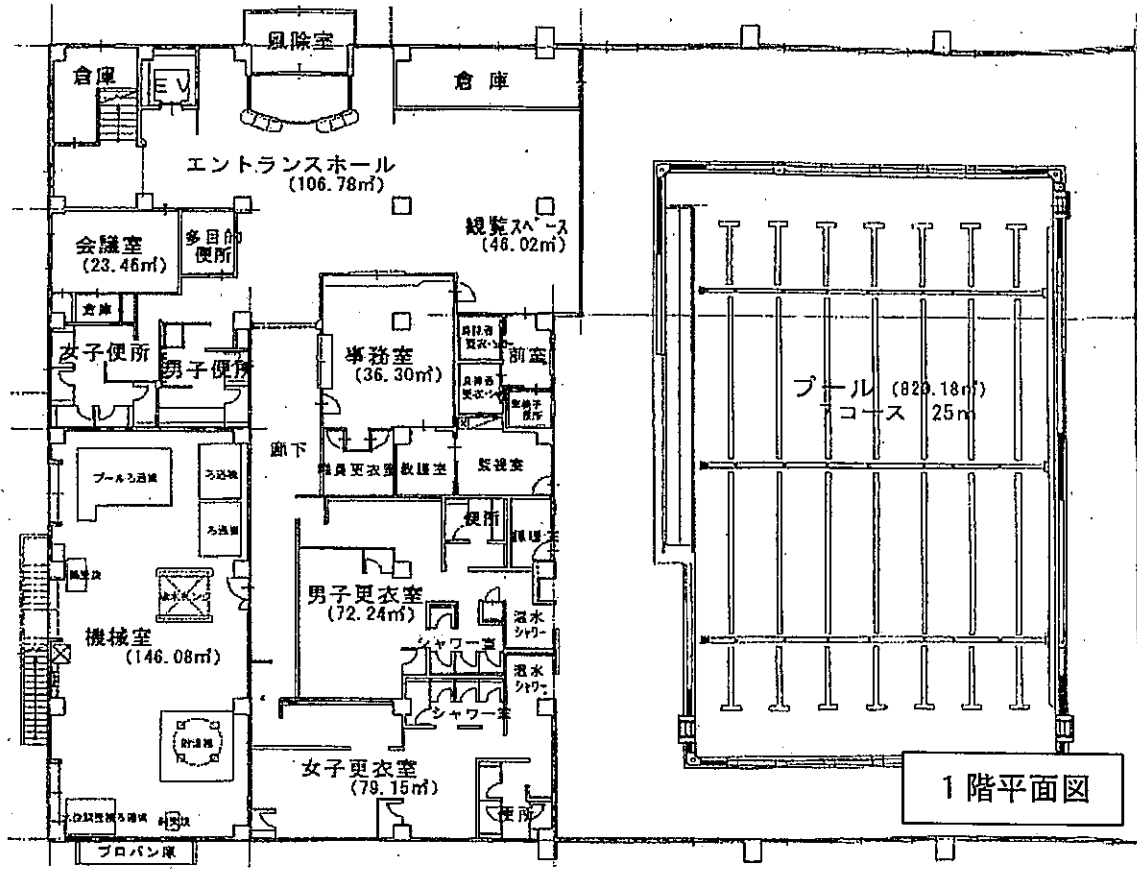
※1 新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年4月20日から5月10日まで臨時休館

※2 新型コロナウイルス感染症の影響によりR3年4月28日から6月7日まで、R3年8月23日から9月6日まで臨時休館

(9) 位置図



(10) 平面図 (配置図)



2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 西部ガス都市開発株式会社
- (2) 所 在 地 福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 佐藤 操
- (4) 設立年月日 昭和46年10月1日
- (5) 主 な 事 業

- ア 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理並びに建築の設計、管理、施行等
- イ 都市開発等に関する調査、企画、設計、管理等
- ウ 道路運送事業等
- エ 通信機器等の物品の販売に関する事業
- オ OA機器等のリース業
- カ 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- キ 食堂喫茶、スポーツ施設、娯楽施設の経営
- ク 旅行業法に基づく旅行業
- ケ 会員制保養施設の経営
- コ 公共サービス施設の管理受託

3 指定の期間

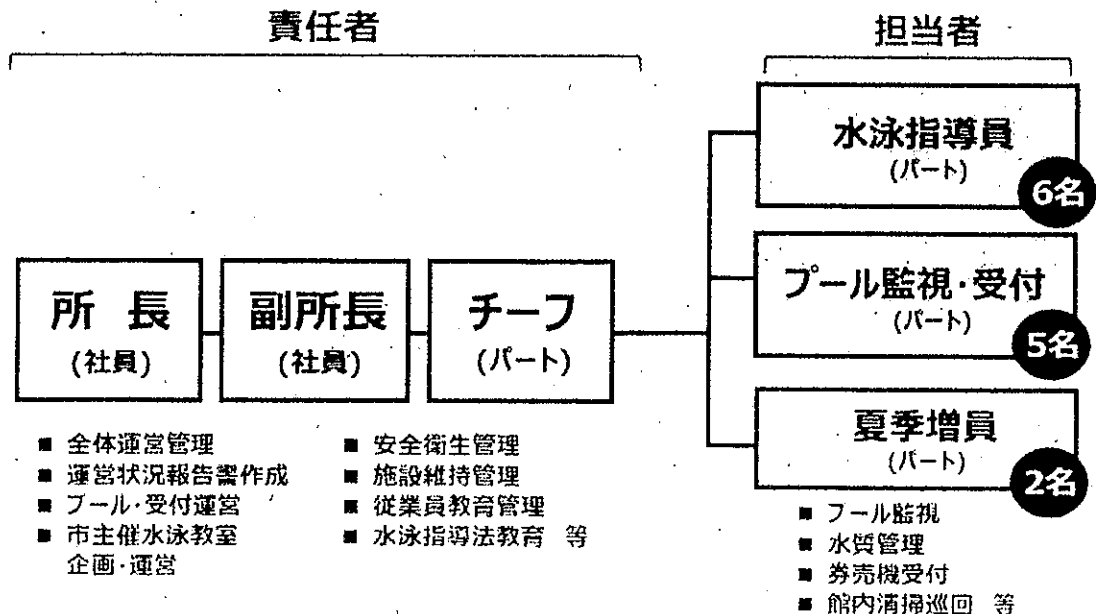
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定の経過

- ア 応募団体数 2団体
- イ 提案の概要

- (ア) 提案内容 ※参考資料(P6~12)「(1)事業計画書概要」参照
- (イ) 管理運営体制



(ウ) 提案金額 (指定管理料)

(単位: 千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
31,450	29,150	29,150	29,150	29,150	148,050

ウ. 指定管理者候補者選定審査会による審査

(ア) 審査会の委員数及び構成 (5名)

会長	峰松 和夫	長崎大学教育学部教授
委員	荒木 康正	長崎市水泳連盟理事長
委員	内田 裕二	九州北部税理士会長崎支部会員
委員	川本 昇平	長崎市PTA連合会保健体育委員会委員長
委員	水本 栄	小櫛連合自治会会長

(イ) 審査経過

回数	開催日等	内容
第1回	令和3年8月17日	・会長の選出 ・指定管理者制度、施設の概要の説明 ・募集要項の説明及び協議
第2回	令和3年10月26日	・審査基準の説明 ・面接審査
	令和3年10月28日	・審査報告書提出

(ウ) 審査報告書の概要

各団体とも自主事業にも工夫が見られ、市民生活の向上、健康増進について考えられている。

第一順位者については、具体的な数値・計画・ビジョンを基に公共施設を活用した地域振興・健康増進等が考察されており、計画の具体性や施設運営の経験において優れていた。

失格者については、指定管理者への熱い想いは理解できるが、具体的な計画・ビジョンが見えなかったことから、採点の結果、失格となった。

※参考資料 (P13~15) 「(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書 (写)」参照

エ 選定理由

審査会で事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行い、指定管理者として適当と思われることから、指定管理者候補者として選定した。

※参考資料(1) 事業計画書概要

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
1 事業計画		
施設の設置目的と計画	<p>神の島プールの管理運営に際して、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果を得るための目標と、その目標を達成するための重要成功要因を設定します。</p> <p>目標 R2年度基点 年間利用者数40%アップ(2万5千名増) 目標達成のための5つの重要成功要因</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「現状チェック」「人材教育・レベル向上」「安全安心運営体制構築」「衛生管理の徹底」「専門スキルの保有」を実行し、覆面調査で80点/100点以上を目指します。 2 自主事業にて、教室を延べ650時間/年、イベント8回/年を開催し、広範なスポーツ機会の提供を目指します。 3 自主事業にて、開場時間延長を年間400時間回り、利用時間アップによる利用機会提供を目指します。 4 健康維持向上機器設置やキッズスペース設置、自主事業として施設の新たな利用促進策を図り、スポーツ機会の提供を目指します。 5 メンバースカード発行、ソーシャルメディア系サービス導入、多様な広告宣伝、自主事業として売店設置、無料開放day実施により利便性向上を目指します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当施設が「公の施設」であることから、施設利用については平等、公平性の原則を基本とすること。 2 法令・関係条例等を遵守し、管理運営を行うこと。 3 施設の利用者が「安全」「安心」「快適」に利用できるよう施設を管理、運営すること。長崎市及び関係団体、隣接する西工場並びに地域等と連携すること。 4 当施設の設置の経緯を踏まえ、地元自治会をはじめ地域住民が利用しやすい環境作りが必要であること。 5 機器・設備の徹底した保守点検を実施し、故障の防止や早期発見に努め、快適に利用できる施設であること。利用者とのコミュニケーションを大切にし、利用者の要望・要求が反映される施設運営であること。 <p>上記を基本にした事業計画を策定し、現場スタッフをはじめ全関係者が共通認識意図して共有し、管理運営業務を遂行します。</p>
サービスの向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理受託5年後の令和8年度目標として、85,900人の利用者を目指します。 2 指定管理者仕様書の承認基準を上回る開場時間で運営します。 3 長崎市や関連団体と協働・連携し、多くの市民が集う「健康増進」と「憩いの場」を創造します。 4 減免対象者へのメンバースカード発行や情報発信ツールを活用し、利用の定着・利便性を高めます。 5 若年期から高齢期までライフステージ・適性に応じた教室・イベントを開催します。 6 オープンスペースの有効活用を推進し、スポーツができる場を広く創出します。 7 地域に即した広告を選定し、最適なPR方法によって宣伝します。 8 水泳商品を取り扱った売店を開設し、利便性を高めます。 9 自主事業で生じた利益は適切に利用者へ還元します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者全員が安全に快適に利用できるプールを目指し、利用者の体調管理のための休憩時間を設けたスケジュール管理で運営を行います。 2 高齢者や低体力者を対象にした水中ウォーキングの実施を計画し、利用促進を図って参ります。 3 利用者のニーズに応じて、コースを細かく区分し、時間帯や利用状況を考慮して臨機応変な対応を行います。 4 「安全」「清潔」「快適」なプール環境を提供するため、定期的に監視員が実際にプールに入水し、濁度、水温等プールの状況やプール底の異物の除去等安全確認を行います。

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
評価と改善	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者アンケートをはじめとした「セルフモニタリング」を実施します。苦情も「形を変えた要望」と捉え、親切・丁寧な対応を行います。 2 社内監査、他施設職員の「OJT」、「職場巡回」や「覆面調査」を実施し、新たな視点での事業評価・改善を行います。 3 長崎市・神の島プール責任者・当社の担当責任者の3者にて「運営委員会」を実施し、事業報告・改善に努めます。 4 接遇研修や教育マニュアルを用いて、ソフト面の拡充を図ります。 5 新型コロナウイルス感染症対策のチェックリストを作成・点数化し、更なる対策を講じます。 	<p>当団体による運営評価委員会の設置</p> <p>当グループによる運営評価委員会を設置し、毎月ごとを実施します。PDCAに沿った形骸化しない戦略・戦術の実現を目指していきます。利用者からの苦情や要望把握、それを基に円滑な運営を実施、その評価や結果を改善し、施設利用にあたってのお客様の利便性の向上、また、次の施策に活かすスキームを実現して時間・費用ともにロスの少ない迅速な対応や運営業務を実現していきます。</p> <p>安全衛生委員会の設置</p> <p>当団体による安全衛生委員会を設置し、運営評価委員会と同様に、毎月ごとを実施します。安全面・衛生面における業務改善と向上を目指します。</p> <p>外部指導委員会を実施</p> <p>運営評価委員会による自己評価とは別に、客観的な視点に立った評価として、事業計画立案・施設維持計画案などの方向性をより専門的・広域的・公平の見地から指導します。</p> <p>専門的な分野、地域連携といった自治体、市民や団体のそれぞれの立場から運営に必要な情報の提供と地域連携・広域連携に役立て、専門的な技術指導や助言を行うことで、円滑な運営に繋がります。</p> <p>毎年、実施して指標や目標値に取り組む体制を構築いたします。</p> <p>利用者の要望の把握・改善</p> <p>SNSによる要望・苦情の把握、アンケート調査の実施による把握、関係諸団体からのヒアリングによる把握により、要望や苦情のデータ分析により改善を図り、利用者へのサービスの向上、利用促進に努めます。</p>

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
2 基本事項		
基本方針	<p>人類の生活環境を変えた新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現況を「ウイズコロナ」として認識し、当施設の管理運営のよりどころとする「理念」、「基本方針」、「ミッション」を定めます。</p> <p>理念 ウイズコロナの下、体育振興で未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life</p> <p>基本方針 ウイズコロナの下、市民の方々が自発的にスポーツに取り組み、自己実現を図り、スポーツの「楽しさ」「喜び」で輝くことにより、健康増進や共生社会の実現、地域の活性化等前向きで活力があり、絆の強い地域を創るコミュニティセンター「神の島プール」を目指し、安心・安全・利用しやすい運営管理に取り組みます。</p> <p>ミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安心・安全」「公平公正」な運営管理に努めます。 ・新型コロナウイルス感染症予防の徹底に努めます。 ・若年期から高齢期までライフステージ、適性等に応じたスポーツ機会の提供に努めます。 ・女性の幼少期から高齢期を通し、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会の提供に努めます。 ・性別、年齢及び障害の有無等の利用特性に配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上に努めます。 ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの情報収集を図り、障害者や高齢者等の施設の利用しやすさ向上に努めます。 ・障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取り組みによる障害者の利用促進に努めます。 ・スポーツ施設の事故等に関する情報提供や維持管理に関する人材育成により、施設の安全確保に努めます。オープンスペース等の有効活用を推進し、スポーツができる場を創出します。 	<p>経営理念 【「市民の体育の振興」「公共施設としての機能」を図り、地域コミュニティの活性化を目指して】</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産であるという意識と自覚のもと、関係法令に関する教育・研修を通しての法令遵守に取り組みます。 2 設置目的を理解し公平・公正の原則の考えに基づき迅速に対応、「安全」「安心」「快適」で安定した施設運営に取り組みます。 3 地域社会や施設利用者のニーズに合ったサービスの提供により、利用者満足の向上に取り組みます。 4 雇用の創出、常に技術やノウハウの調査研究を行い、より付加価値の高いサービスに取り組みます。 5 業務管理の徹底により、安全で生産性の高い作業を行うとともに、常に均一なサービスの提供に取り組みます。 6 教育・訓練の実施と安全で働きやすい労働環境の整備に努め、施設職員の能力向上と業務効率の向上に取り組みます。 7 公共施設として地域住民の安全を守る行動を地域住民とともに実践し、危機管理・防災管理マニュアルに沿って取り組みます。 8 利用しやすい環境整備（ハード面）と長崎市水泳連盟をはじめとする関連団体との連携強化によるソフト面での環境整備を推進していきます。 9 「心身発達期の小学生の育成の強化支援」「豊かな生涯スポーツの普及」「市民のスポーツにおける健康意識・価値観の共有」を地域と連携し取り組みます。

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
平等利用の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 長崎市民水泳プール条例及び長崎市民水泳プール条例施行規則に則り、公の施設に相応しく公共性・公平性・公正性を徹底します。 2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの情報収集を怠らず、性別、年齢及び障害者や高齢者の利用特性に配慮して利便性を向上します。 3 障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取り組みにより、障害者の利用を促進します。 4 女性のニーズや各世代のライフステージに合ったスポーツの機会を提供し、市民の均等なスポーツ参加率向上を図り、不平等を解消します。 5 専用利用の申請書・許可書の台帳を作成し、承認の流れを明確化します。 	<p>公の施設の管理運営は、公平性・透明性が求められます。設置目的を理解し公平・公正の原則の考えに基づいて対応いたします。「公の事業であるという自覚」「公平性を確保したうえで、平等利用を確保」「行政業務の代行であるという認識」この3点を基本とし、施設の有効活用と利便性の向上を図り、公平性、透明性をもって事業の運営に取り組み、誰もが利用できるサービスの提供に努めます。</p> <p>〈平等・公平を確保した運営〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルデザイン・ノーマライゼーションへの配慮 「ユニバーサルデザインの7原則」を踏まえた環境の整備を推進し、年齢、性別、障がい、国籍等を問わず、すべての利用者が安全かつ安心して施設利用ができるようノーマライゼーションに配慮した施設の整備を進めて参ります。 2 多様な利用者に対応できる知識の習得 障がいを持つ方が必要とするサポートを適切に提供できるよう各種教育・研修を実施します。 3 「耳マーク」や筆談ボード、老眼鏡の設置 4 ユニバーサルフォント、ピクトグラムを活用 5 指差しコミュニケーションの活用
個人情報の保護	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の保護に関する規定(長崎市個人情報保護条例第37条・長崎市特定個人情報保護条例第38条)、当社の個人情報保護規程を遵守し、また秘密保持についても厳格な管理に努めます。 2 情報公開に関する規定(長崎市情報公開条例第25条)に基づき、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために、必要な措置を講ずるよう努めます。 3 新型コロナウイルス感染症に関わる個人情報については、プライバシーに配慮し、感染拡大防止の観点より保健所や利用者に対して必要な情報の開示を行います。 	<p>職員全員の個人情報保護方針の理解の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を保護し適切に扱うことは、事業活動の基本となる「安心と信頼」を保持する上で重要な社会的責務と認識しております。 ・適切に個人情報を保護するため、職員ひとりひとりが個人情報保護の重要性を認識し、当社の個人情報保護方針を理解し、実施することを努めてまいります。 <p>「個人情報保護規定」に基づいた個人情報保護マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、「個人情報保護規定」に準拠して行動します。本規定は、現地スタッフを含め、事業の用に供するすべての個人情報に対し適用しています。

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
衛生面への配慮	<p>1 プール衛生管理者を配置し、日々の管理台帳を作成して水準の高い水質管理を行います。</p> <p>(1) プール水及び浴槽水の濾過器による逆洗作業(開場時間外に毎日)、浴槽水の入れ替え(週1回以上)及び浴槽内の清掃を確実にを行います。</p> <p>(2) レジオネラ属菌の発生を防ぐため、浴槽配管については、月1回以上の高濃度塩素洗浄と年1回以上の薬品(レジオスター)洗浄を行います。</p> <p>2 適切な清掃・保全及び害虫駆除を行い、施設を清潔に保ちます。</p> <p>3 施設に合ったガイドラインを作成し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。</p>	<p>徹底した水質管理</p> <p>1 浴場 水質基準を維持するため、週1回～2回の完全換水を行い、浴槽及び洗い場のブラシ掛け、適宜、高圧洗浄機による洗浄を行います。また、1日3回残留塩素濃度の測定を行い、塩素濃度が基準以下の場合、塩素剤の投入を行います。</p> <p>2 プール 水質基準を維持するため、塩素滅菌装置及びオゾン滅菌装置を使用しています。プール内の清掃は水中ロボットや水中クリーナー等を使用し、毎日行います。また、1時間ごとに残留塩素濃度、1日3回(土、日曜・祝祭日は4回)水素濃度・イオン濃度を測定し、水質の維持管理を行います。</p> <p>施設の衛生管理</p> <p>1 利用者が直接触れる物(器具、ロッカー等)、水回り(トイレ、シャワー等)の清掃・消毒作業のマニュアルに沿った徹底管理を行います。</p> <p>2 感染症対策における基本対応マニュアル、突発的な感染拡大防止におけるガイドラインに沿った取組みを行います。</p>
3 管理運営体制		
人員配置	<p>1 有資格者の所長・副所長・チーフの指導の下に、13人を配置し管理運営します。 また適切な管理運営にあたって、業務は本社・長崎営業所と協働します。</p> <p>2 実践的な研修・教育を行い、各業務を遂行できる人材を配置します。</p>	<p>職員の勤務体制は、労働基準法を順守し1日8時間以内1週間40時間以内の勤務とします。また、利用者の安全確保のため、職員中に甲種防火管理者・自衛消防要員の資格保有者の配置も行います。</p> <p>当施設には、場長1名・プール指導員兼監視員3名・プール受付1名・浴室及び和室受付1名・プール監視員1名の7名体制とします。また、夏季は増員して15名体制にて対応にあたります。</p>

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
収支計画・業務管理	<p>1 収支計画の考え方の重要な点は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業を除いた利用者数は、長崎市人口減少3%/5年を吸収し、横ばいとします。 ・感染症の影響は、令和5年度以降受けないものとします。 ・令和4年度の感染症影響は、収入で令和5年度以降の概ね90%、支出で令和5年度以降の概ね95%と見込んでいます。 ・利用料金は長崎市民水泳プール条例別表第3に基づきます。 ・使用料等の減免について、長崎市民水泳プール条例施行規則を踏まえ、事業計画「2サービスの向上」に記述の内容とします。 <p>2 施設管理の基本方針を4項目定め、管理に関する基本的事項に基づいた運営に取組みます。</p> <p>(1) 公の施設としての役割を十分に認識し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>(2) 神の島プールの設置目的である市民の体育の振興をはじめ第2期スポーツ基本計画の推進が図れるよう努めます。</p> <p>(3) 多様化する市民ニーズに応えられるよう創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努め、利用者へサービス向上を図ります。</p> <p>(4) 効率的な管理・運営により、公の施設としての意義を損なわない範囲で経費の節減に努めます。</p>	<p>収支計画</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は平成30年度の実績を基本ベースとし、管理費（修繕費を除く）及び利用料金収入は平成30年度から令和2年度の過去3カ年での収支の平均値を算出、かかる経費において固定費の経費削減を念頭に置き、安定的な収支バランスを心掛け、無理のない運営を図りたいと考えています。5カ年における次期指定管理への委託金額の減額、施行を効果的・効率化させることで質の高い管理運営を行い、経費削減とともに、利用促進に繋げる運営を目指し、財政シミュレーションを超える収入を図り、変動納付金を増やせる努力を致します。</p> <p>施設管理</p> <p>構成団体が主体（実施者）として施設のメンテナンス・点検といった維持管理業務を行うことにより、連絡・調整を含め、スムーズな実施・対応が可能になります。これにより、コスト削減にも繋がり、効率的な維持管理を行うことができます。</p> <p>1 スムーズなメンテナンスの実施と緊急対応の実施</p> <p>設備の故障など万が一に備え、24時間緊急対応可能な体制で臨みます。</p> <p>2 こまめなメンテナンスの実施</p> <p>定期的な保守・点検に加え、日常点検を実施することにより、要交換部分や要修繕箇所を早期に発見することにより、修繕や交換に対するコストの削減を図ります。</p> <p>3 早急な手当や改善の実施</p> <p>4 行政代行であることの自覚</p> <p>5 施設損害賠償責任保険への加入</p>
緊急時の対応	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大等予測外の状況や、災害、トラブルが発生した場合でも利用者が安全安心に利用できるよう当社グループネットワークを活用した連絡・バックアップ体制を構築します。</p> <p>2 日頃から事故や災害に備える体制を整え、防災・緊急対策マニュアルを整備します。</p> <p>3 西工場と協働し、防災訓練を定期的実施して緊急時に備えます。</p> <p>4 停電時における施設（浴場）利用・スマートフォン等の充電拠点として、常時対応出来る態勢を整備します。</p> <p>5 神の島工業団地との覚書協定を結び、協同で災害時マニュアルを構築し連携を図ります。</p>	<p>危機管理体制について</p> <p>1 自然災害（台風・地震・大雨等）対策について</p> <p>台風・地震・大雨等の対策については、長崎市作成の「ハザードマップ」、「地域防災計画」を踏まえ、強風、大雨等に関する「危機管理マニュアル」を策定しています。このマニュアルに基づいて、二次災害を発生させない対策や危機を想定した訓練を実施し危機発生時に適切な対応ができる体制づくりに取組みます。</p> <p>2 防火対策について</p> <p>(1) 日常の館内監視や利用者の通報等で火災発生を知った場合は、速やかに責任者へ通報し、利用者の安全第一を考え、事態を正確に把握することに努めます。</p> <p>(2) 責任者は、利用者の避難が必要と判断した場合は、あらかじめ決められた避難経路に従って、高齢者や子供を優先的に誘導し安全を確保します。</p> <p>(3) 従業員は自衛消防隊規程に基づき、初期消火が可能な場合は消</p>

項目	第一順位	失格
	西部ガス都市開発(株)	デンケングループ共同事業体
		<p>火活動を行います。</p> <p>(4) 責任者は、自衛消防隊の消火活動と同時に、直ちに消防署へ緊急連絡し、消火応援を要請します。</p> <p>(5) 責任者は事実確認後、事案の重要性・重大性に関わらず、緊急連絡体制に従い長崎市をはじめ関係部署へ速やかに連絡します。</p> <p>(6) 異常事態に備え、自衛消防隊規程を策定し、消防署の立会いの下に年1回の消防訓練を実施します。</p>
その他	<p>本施設の設置目的及び第2期スポーツ基本計画に沿い、施設利用者の利便性向上と施設の魅力を高める自主事業の提案を次の通り行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開場時間の延長 2 メンバーズカードの発行 3 スキルアップ水泳教室の開催 4 エクササイズ教室の開催 5 ミリオンメータースイマーズの開催 6 マラソン練習会の開催 7 無料開放日の実施 8 無料利用券の配布 9 トレーニングマシンの設置 10 体成分分析装置「In body」設置による“無料定期測定会” 11 キッズスペースの設置 12 売店の設置 	<p>生涯スポーツのモットーである「いつでも、どこでも、だれでも」が「いつまでも」スポーツに親しめる社会づくりに寄与する運営に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て世代が安心して遊べる遊具などキッズルームの設置 2 リハビリや健康づくりプログラムを提供した教室の計画 3 スイミングフェスティバル(記録会)の開催 4 駐車場への防犯カメラ設置 5 フリーWi-Fiの設置
提案金額		
上限額	168,484,000円 148,050,000円 (92.25%)	149,320,000円 (93.04%)

令和3年10月28日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市民神の島プール
指定管理者候補者選定審査会
会長 峰松 和夫



長崎市民神の島プール指定管理者候補者選定審査会における審査結果について(報告)

長崎市民神の島プールの指定管理者の指定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

- (1) 第一順位 西部ガス都市開発株式会社
- (2) 失格 デンケングループ共同事業体

2 選定審査会の構成

- 会長 峰松 和夫 長崎大学教育学部教授
- 委員 荒木 康正 長崎市水泳連盟理事長
- 委員 内田 裕二 九州北部税理士会長崎支部会員
- 委員 川本 昇平 長崎市PTA連合会保健体育委員会委員長
- 委員 水本 栄 小楸連合自治会会長

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。

審査の結果、1団体については、採点結果が失格基準に該当しました。

失格基準に該当しない1団体については、指定管理者として適当と思われるため、第一順位として選定しました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和3年8月17日	・会長の選出 ・指定管理者制度の説明 ・募集要項の説明、審査における評価項目及び配点等の協議
第2回	令和3年10月26日	・審査基準の説明 ・面接審査、指定管理者候補者の選定

5 申請団体（届出順）

西部ガス都市開発株式会社
デンケングループ共同事業体

6 審査結果（採点結果は別紙のとおりです。）

（1）第一順位 西部ガス都市開発株式会社

- ・具体的なビジョンが数値で示されている。
- ・計画案に具体性があり、サービス向上へのノウハウも高いレベルにある。
- ・コロナ禍で減少した利用者数を回復させるための積極的な取組みは評価できる。
- ・地域との協力・連携、ユニバーサルマナー・平等利用への配慮等の取組みに意欲が見られる。
- ・管理運営面に対して、類似施設の実績と経験が評価できる。

（2）失 格 デンケングループ共同事業体

失格基準である「各大項目のいずれかにおいて配点の50%未満であるとき」及び「技術点の合計点において配点の60%未満であるとき」に該当することから失格となった。

7 審査会総評

（1）審査に係る総括的な講評

各団体とも自主事業にも工夫が見られ、市民生活の向上、健康増進について考えられている。

第一順位者については、具体的な数値・計画・ビジョンを基に公共施設を活用した地域振興・健康増進等が考察されており、計画の具体性や施設運営の経験において優れていた。

失格者については、指定管理者への熱い想いは理解できるが、具体的な計画・ビジョンが見えなかったことから、採点の結果、失格となった。

（2）選定審査会からの要望

利用者の安全とスポーツ振興に真摯に取り組んでいただき、地域コミュニティの活性化及び地域の保全につながる管理をお願いしたい。

(別紙)

採点結果

評価項目		配点	西部ガス 都市開発 株式会社	デンケン グループ 共同事業 体	
事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	40	34	18
	サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか 事業の提案に創意工夫があるか	60	48	21
	評価と改善	評価・改善体制があるか	20	16	9
基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	20	17	15
	平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	20	18	12
	個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	20	14	11
	衛生面への配慮	水質の適正管理及び感染症対策のほか、措置は適切か	20	16	11
管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か	40	34	14
	収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支計画・管理に関する基本的事項は適切であるか	40	32	12
	緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か	20	18	11
価格点	経費	経費の縮減は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	120	105	100
合計			420	352	234

長崎市民神の島プール指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長崎市民水泳プール条例（昭和 48 年長崎市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により、長崎市民神の島プール（以下「神の島プール」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

長崎市民水泳プール条例第 3 条第 1 項

市長は、長崎市民総合プール（以下「総合プール」という。）及び長崎市民神の島プール（以下「神の島プール」という。）の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

本市は、市民の体育の振興を図るため、水泳プールを設ける。

(2) 施設の概要

ア 名 称 長崎市民神の島プール

イ 所在地 長崎市神ノ島町 3 丁目 526 番地 33

ウ 設置年月日 平成 30 年 1 月 6 日

※その他の詳細は、別に定める「長崎市民神の島プール指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行います。

なお、詳細は仕様書に従い実施します。

ア 神の島プールの利用の許可その他の神の島プールの利用に関する業務

イ 神の島プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、神の島プールの運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費

用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ市長に実施計画書案を提出し、市長の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

なお、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

4 指定の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

5 管理に関する基本的事項

(1) 開場時間及び休場日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開場時間及び休場日を設定することができます。

開場時間及び休場日についても提案してください。なお、承認の基準は長崎市民水泳プール条例施行規則（平成21年長崎市規則第49号。以下「規則」という。）第4条第2項及び第5条第3項のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

(2) 施設利用の許可及び制限

ア 施設利用の許可について

条例及び規則等に従って行います。

イ 施設の利用の制限に関する事項

(ア) 条例第6条各号のいずれかに該当する者については、入場を拒み、又は退場を命ずることができます。

(イ) 条例第7条第2項各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可をしないことができます。

(ウ) 条例第15条第1項各号に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができます。

(3) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得たときはこの限りではありません。この場合、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿（修繕にあっては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあたっては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性がない場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

(4) 備品等の取扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は必要に応じて長崎市が購入します。

ただし、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入する場合、維持管理も含め、指定管理者自らの費用で購入し、その備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）などの労働関係法令、その他関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例（平成 13 年長崎市条例第 27 号）第 37 条及び長崎市特定個人情報保護条例（平成 27 年長崎市条例第 25 号）第 38 条の規定により、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知り得た個人情報等について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止並びに盗用の禁止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取扱い規程等を作成するものとします。

(7) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(8) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(9) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 5 年間とします。ただし、市長が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、市長が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減

イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理

ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行います。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は160,484千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とします。なお、委託料の上限額は指定期間の修繕料5,500千円を含む総額です。

※本募集要項における経費に関する金額はすべて税込（消費税率10%）とします。

(1) 委託料

「長崎市民神の島プールの管理に関する業務の収支予算書（第6号様式）」（以下「収支予算書」という。）による提案に基づき、支出（施設の管理運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。指定期間中に収入が不足する状況となった場合でも、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料の額は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに定めます。

また、委託料（修繕料を除く。）の支払方法については、前金払いにより四半期ごとに支払うことができます。前金払いで支払う場合は、前金払の履行報告書に關係書類を添えて報告していただきます。

詳細については、長崎市と指定管理者で協議のうえ、協定書に定めます。

なお、指定期間内に次の状況となった場合は、協議を行います。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 「7 責任の分担」に基づく協議が必要となった場合

(2) 修繕料

修繕料に係る委託料は、会計年度ごとの額を概算払いにて支払い、精算を行います。

指定管理者は、支出の内訳が明らかな書類を添付のうえ精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(3) 利用料金収入

当該施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金（利用料、施設の附属設備（コインロッカー及び冷暖房設備）に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

また、利用料金の減免（割引券の発行を含む。）については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき行うことができます。

利用料金収入の算定基礎となる利用者数について、長崎市においては、令和5年度以降については、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響を受けないものと想定しております。（※令和2年2月以降を感染症の影響を受けている時期と見込んでおります。）

なお、令和4年度については、感染症の影響が継続するものと考えており、収入については令和5年度以降の概ね90%、支出については令和5年度以降の概ね95%と見込んでおります。

(4) 利用料金の取扱い

利用料金は、施設利用の許可の際に収受するものとし、利用日の属する年度の収入とします。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの利用にかかる利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。

また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。

利用料金収入が、指定管理者が提案した収支予算書に記載の利用料金収入額（以下「提案額」という。）を超えた場合、その超えた金額について、運営経費相当額として提案額を超えた額の40%に相当する額を控除し、更に提案額の10%に相当する額を控除した残額の50%を市への納付若しくは利用者還元にあてることとします。

(例) 提案額100万円に対して利用料金収入額が150万円であった場合

指定管理者収入	市への納付若しくは還元	
10万円	折半	10万円
指定管理者収入		
10万円 (提案額の10%)		
指定管理者収入 (運営経費相当額)		
20万円 (提案額を超えた額の40%)		
提案額		
100万円		

50万円

150万円

(5) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費については全て指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入（利用料金相当を除く。）については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を市への納付若しくは利用者還元にあてることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(例) 自主事業の利益が50万円であった場合

50万円	指定管理者収入	市への納付 若しくは還元
	折半	
	22万5千円	22万5千円
	指定管理者収入	
支出	5万円 (利益の10%)	
	収入	

(6) 管理運営における課税

ア 法人税

指定管理業務は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項第10号の請負業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象となります。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第8号の「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第7条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要となります。

イ 事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度の採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、理財部市民税課にお尋ねください。

ウ 消費税

消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(7) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定します。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が50万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
利用の許可（受付、許可）			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
利用料金の収受			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	

災害復旧（本格復旧）

○

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。

＜本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。＞

8 保険について

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第 2 条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険は次のとおりです。

ア 火災保険（火災及び災害）

・公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型		D型	
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う自主事業や、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。

※上記の市加入保険の詳細は施設所管課へお尋ねください。

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和3年9月1日（水）～10月12日（火）
イ 質問書の受付	令和3年9月1日（水）～9月22日（水）
	① 1回目締め切り 9月8日（水）
	② 2回目締め切り 9月22日（水）

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催	令和3年9月13日(月)
エ 申請の受付	令和3年9月27日(月)～10月12日(火)
オ 面接審査の実施	令和3年10月中旬
カ 選定結果の通知	令和3年10月下旬
キ 指定管理者の指定の手続き	令和3年12月
ク 指定管理者との協定締結	令和4年1月
ケ 指定管理者による管理の開始	令和4年4月1日(金)

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項・資料の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、スポーツ振興課の窓口でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページURL：

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/index.html>

イ 質問書の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。1回目の質問への回答は、9月13日開催の現地説明会及び長崎市指定管理者ホームページ上にて行います。また、2回目の回答は、説明会参加団体及び質問団体にFAX又は電子メールにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

受付期間：①令和3年9月1日(水)～9月8日(水)

②令和3年9月13日(月)～9月22日(水)

受付方法：公募に関する質問書(第2号様式)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて送付してください。電話(口頭)での質問は受け付けません。

※FAX及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。

提出先：長崎市市民生活部スポーツ振興課(市民会館2階)

担当 大井手(管理係)

〒850-0874 長崎市魚の町5番1号

電話 095-824-3728(直通)

FAX 095-829-1219

メールアドレス sposhin@city.nagasaki.lg.jp

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体(以下「構成員」という。)を代表する団体(以下「代表構成員」という。)が出席してください。

※共同事業体については、11ページ「10 応募に関する事項 (3) 共同事業体に関する条件」をご覧ください。

開催日時：令和3年9月13日（月）午前10時から午後5時30分まで
※詳細時間は別途指定します。（1団体あたり2時間程度）
※応募状況によっては別日で開催の可能性もあります。
開催場所：長崎市民神の島プール（長崎市神ノ島町3丁目526番地33）
参加人数：各団体3名まで
申込方法：応募者説明会参加申込書（第3号様式）に記入のうえ、郵送、FAX又は
電子メールにて9月9日（木）までに送付してください。
※FAX及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）
をお願いします。
申 込 先：上記 イ 質問書の提出先に同じ

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年9月27日（月）～10月12日（火）
午前8時45分から午後5時30分まで
提出期限：10月12日（火）午後5時30分（必着）
受付場所：長崎市民生活部スポーツ振興課（市民会館2階）
※申請書等の提出は持参又は郵送とします。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有し、その営業年数が3年以上ある者であり、当該事務所等において従業員を雇用していること。

イ 本募集に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

ウ 3年以上の経営実績を有する（過去3か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

エ 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5

年を経過しない者でないこと。

- ケ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱(平成17年12月21日施行)第3条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。
- コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年11月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年長崎市告示第85号)の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成16年長崎市告示第305号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成24年長崎市告示第829号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。
- サ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入していること(加入義務がない場合を除く。)
- シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。
- ス 長崎市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。
- セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

(2) 参加に関する条件

- ア 次の免許又は資格等を有する技術者を雇用していること。(取得又は雇用見込みを含む。)また、共同事業体で応募する場合は、いずれかの団体が取得し、又は雇用していること(取得又は雇用見込みを含む。)。なお、(ア)及び(イ)の資格を必要とする業務については再委託不可とします。また、(ウ)及び(エ)の免許又は資格等が必要な業務を再委託する場合は、再委託の必須条件となります。
 - (ア) 甲種防火対象物の防火管理者の資格所有者
 - (イ) (公財)日本スポーツ協会が認定する「水泳公認コーチ1~4」の資格所有者
※ その他水泳の指導に従事する指導員は(公財)日本水泳連盟が認定する「基礎水泳指導員」以上の資格を持つことが望ましい。
 - (ウ) 二級ボイラー技士の免許所有者
 - (エ) プールの水質管理について必要な研修等を受講した者
- イ 本募集に対する申請は、1団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか1申請のみとし、重複して申請することはできない。
- ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合は、申請時に当該指定管理業務を担当する組員(上記(1)の条件を満たす者に限る。)を定めること。

(3) 共同事業体に関する条件

- ア 構成員の数は2者以上5者以内とする。
- イ 構成員のいずれもが、上記(1)の条件を全て満たすこと。
- ウ 構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。
- エ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。
- オ 中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

1.1 申請書類

【共通】

	提出書類	部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書（第1号様式）	1部	—
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書（第4号様式） ※「10 応募に関する事項（1）応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	1部	—
3	事業計画書（第5号様式） ※自主事業の提案をする場合は、あわせて自主事業計画書（任意様式）を提出してください。	1部	9部
4	長崎市民神の島プールの管理に関する業務の収支予算書（5か年）（第6号様式）	1部	9部
5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	1部	—
6	団体の概要書（第7号様式）	1部	9部
7	役員名簿（第8号様式）	1部	—
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	1部	9部
9	<p>前3事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類</p> <p>※法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出</p> <p>なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」について具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。</p> <p><株式会社> ※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書</p> <p><公益法人> 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書</p> <p><特定非営利活動法人> ※NPO法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書</p> <p><社会福祉法人> ※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書</p>	1部	9部

10	法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し（申請直近の決算期で、本市の受付印があるもの）。	1部	—
⑪	長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」	1部	—
⑫	長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等））」	1部	—
⑬	税務署発行の「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の3）」	1部	—
14	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
15	健康保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
16	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書（第9号様式） ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	1部	—
18	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書 等	1部	—
19	指定管理者指定申請に係る申出書（第10号様式） ※「12 申請に際しての留意事項（2）応募の制限等」に示す要件を満たしていることを申し出るもの	1部	—
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（第11号様式） ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	1部	—

【法人】

	提出書類	部数	
		正本	副本
⑳	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部	—
㉑	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書	1部	—
㉒	印鑑証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【その他団体】

提出書類		部数	
		正本	副本
⑳	<代表者のみ>住民票の写し	1部	—
㉑	<代表者のみ> 身元証明書（本籍地のある市区町村で発行されたもの）	1部	—
㉒	<代表者のみ> 登記されていないことの証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【共同事業体で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
27	共同事業体協定書（第12号様式）の写し	1部	—
28	委任状（第13号様式）（代表構成員を除く構成員全て）	1部	—

※構成員全てについて、上記【共通】の4～20及び団体の種類により【法人】㉑～㉒又は【その他団体】㉑～㉒の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
29	中小企業等協同組合 組員名簿及び誓約書（第14号様式） ※指定管理業務を担当する組員について定めるもの。	1部	—

【注意事項】

- 注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本工業規格のA4版とします。
- 注2 副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。
- 注3 提出書類の番号に丸が付いているものについては、長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限ります。

1.2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件応募に関して、長崎市民神の島プール指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

- 峰松 和夫（長崎大学教育学部）
- 内田 裕二（九州北部税理士会長崎支部）
- 荒木 康正（長崎市水泳連盟）
- 川本 昇平（長崎市PTA連合会）
- 水本 栄（小櫛連合自治会）

(2) 応募の制限等

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を超えることとなる団体は応募できません。

ア 複数の施設を一つにまとめて1件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を1件とみなします。

イ 共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については1件の指定を受けているものとみなします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 応募者の失格

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 申請書類の完備

11に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(6) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（第15号様式）を提出していただきます。

(8) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

1.3 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

ウ 審査の過程において、必要に応じて、事業所の視察を行うこともあります。

(3) 選定基準

- ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。
- イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	8	24
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	12	
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	
	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	4	16
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	
		衛生面への配慮	水質の適正管理及び感染症対策のほか、施設全体の衛生面への配慮は適切か	4	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か	8	20
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	8	
		緊急時の対応	緊急時における連絡体制等危機管理体制は適切か	4	
価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	24	

(4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、ア・イに該当する場合は面接を行いません。

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかなき
- イ 委託料について、事業者の提案額が、市が設定した上限額を超えるとき
- ウ 各大項目のいずれかにおいて配点の 50%未満であるとき
- エ 技術点の合計点において配点の 60%未満であるとき
- オ 「人員配置」及び「緊急時の対応」のいずれかが 0 点であるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知すること

とします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

1.4 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和3年11月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

1.5 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開場時間、休場日など）
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育・研修
- ・利用者等からの苦情への対応

ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・自主事業に関する事項

エ 委託料に関する事項

- ・委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項

コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと思われるとき

ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

1.6 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は、長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

1.7 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1) 応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ 著しく社会的信用を失ったとき。

キ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不

履行部分に係る委託料については、返還していただきます。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

問い合わせ先

長崎市市民生活部スポーツ振興課（市民会館2階）

担当 大井手（管理係）

〒850-0874 長崎市魚の町5番1号

電話 095-824-3728（直通）

FAX 095-829-1219

メールアドレス sposhin@city.nagasaki.lg.jp

長崎市民神の島プール指定管理者業務仕様書

長崎市民神の島プール（以下「神の島プール」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によります。

1 趣旨

本仕様書は、神の島プールの指定管理者が行う業務の内容、その範囲及び履行方法について定めることを目的とします。

2 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市民神の島プール
- (2) 所在地 長崎市神ノ島町3丁目526番地33
- (3) 設置年月日 平成30年1月6日
- (4) 施設の規模 敷地面積 5,500.36㎡
延床面積 2,127.64㎡
- (5) 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建
- (6) 施設の内容 1階 プール(25m 7コース)、更衣室、事務室、会議室、機械室 等
2階 浴室、脱衣室、休憩室、和室1・2、受付、電気室 等
エレベーター
駐車場 100台程度
- (7) 位置図及び平面図（別紙のとおり）

(8) 利用者数（実績）

年 度	平成29年度 (1月6日～3月31日)	平成30年度	令和元年度	※令和2年度
プール	8,974人	45,781人	40,388人	33,841人
浴室	11,101人	37,029人	35,451人	27,521人
合 計	20,075人	82,810人	75,839人	61,362人

※新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年4月20日～5月10日まで臨時休館

(9) 管理経費及び利用料金収入（実績）

年 度	平成29年度 (1月6日～3月31日)	平成30年度	令和元年度	※令和2年度
管理経費 (修繕費を除く)	12,783,577円	40,076,310円	39,709,327円	40,218,038円
利用料金収入	4,373,368円	13,712,220円	11,379,430円	9,503,127円

※新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年4月20日～5月10日まで臨時休館

(10) 指定管理料（実績）

年度	平成 29 年度 (1月6日~3月31日)	平成 30 年度	令和元年度	※令和 2 年度
指定管理料 (修繕費を除く)	9,558,040 円	27,622,960 円	27,520,441 円	29,703,511 円

※新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入減に伴う増額分 2,304,385 円を含む。

3 管理に関する考え方

神の島プールの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- (1) 神の島プールが、市民の体育の振興を図るという設置目的に基づいていることを踏まえ、管理運営を行ってください。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させてください。
- (4) 個人情報の保護を徹底してください。
- (5) 効率的な運営を行ってください。
- (6) 管理運営費の削減に努めてください。

4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5 法令等の遵守

神の島プールの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令を遵守してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 消防法
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
- (5) 電気事業法
- (6) 長崎市民水泳プール条例
- (7) 長崎市民水泳プール条例施行規則
- (8) 長崎市公衆浴場法施行条例
- (9) 長崎市個人情報保護条例、長崎市情報公開条例
- (10) 遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年 5 月 28 日付健発第 528003 号厚生労働省健康局長通知）
- (11) その他、業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。

指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

6 職員の配置等について

(1) 職員配置

長崎市が想定する職員の配置は次のとおりです。

- ・ 正規職員：場長1人、プール指導員（監視含む）3人
- ・ 臨時職員：プール受付1人（半日勤務）、プール監視員1人（半日勤務）
浴室及び和室受付1人（全日勤務）
- ・ 臨時職員（夏季増員）：プール指導員（監視含む）2人（全日勤務）2人（半日勤務）、プール監視員4人（全日勤務）1人（半日勤務）、
プール受付1人（全日勤務）、浴室及び和室受付1人（半日勤務）

(2) 長崎市が想定する職員の配置は、上記のとおりとなっておりますが、指定管理者による一元管理となることを考慮し、利用者サービス及び利用者の安全性を低下させないという条件の下、経費節減ができる効率的な職員配置についての提案を事業計画書（第5号様式）に記載し、収支予算書（第6号様式）にも記載してください。なお、総括責任者である場長は必ず1人配置してください。

(3) 業務に必要な資格を有する者を配置してください。

(4) 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、神の島プールの運営に支障がないように定めてください。

(5) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。

(6) プールの水面監視業務を外部委託する場合は、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、警備業の認定を受けた業者を選定すること。

なお、外部委託する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。

7 開場時間及び休場日等について

開場時間及び休場日の承認の基準は次のとおりです。

(1) 開場時間

- ・ 9月1日から翌年7月20日までは、午後1時から午後8時までの時間帯を含む1日7時間以上であること
- ・ 7月21日から8月31日までは、午前9時から午後9時までの時間帯を含む1日12時間以上であること

(2) 休場日

- ・ 7月21日から8月31日まで（同月9日を除く）を除き週1回以内とし、土曜日、日曜日、休日以外の日であること
- ・ 年末及び年始は12月29日から翌年1月3日までの期間内であること
- ・ 西工場の全休炉期間（2週間程度。4年に1度3週間程度。※10月頃を予定）

※休場日の設定に当たっては、より多くの市民が水泳に親しむことができるよう、他の市民プールの休場日に配慮しながら設定してください。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

ア 神の島プールの利用の許可その他の神の島プールの利用に関する業務

(ア) 水泳教室

a 次の表を参考に、水泳教室の企画、運営及び実施してください。

	コース及び対象者			定員
春、秋、冬	幼児	開催年度の翌年度修学予定の幼児		20人程度
	小中学生	小中学生	A	20人程度
			B	20人程度
			C	20人程度
	一般	一般男女	A	20人程度
			B	20人程度
夏	幼児	開催年度の翌年度修学予定の幼児	A	20人程度
			B	20人程度
	小中学生	小中学生	A	60人程度
			B	60人程度
			C	60人程度
	一般	一般男女	A	20人程度
			B	20人程度

b 指定管理者は、市の承認を得たうえで、水泳教室のコース、受講者数等を変更することができます。

c 施設の休場等の特別な事情がある場合、指定管理者は、市の承認を得たうえで、水泳教室を開催しないことができます。

d 春夏秋冬に実施する長崎市主催の水泳教室の募集要項の作成、受講許可及び指導を行ってください。なお、指定後速やかに水泳教室を実施できるよう、事前の準備、募集を行ってください。

また、プール指導員の配置基準は次のとおりとしてください。

- ・幼児の場合、指導者1人につき15人以内
- ・小学生（50M以上泳げるレベルを除く）の場合、指導者1人につき25人以内
- ・一般及び50M以上泳げる小学生の場合、指導者1人につき30人以内

e 水泳教室の実施にあたっては、受講者から受講料（傷害保険料を含む。）を徴収し、傷害保険に加入してください。

(イ) 施設の受付、案内

神の島プールの概要等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応してください。なお、苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、その内容を記録してください。

(ウ) 監視

a 25Mプール

プールサイド等から監視を行い、利用者の安全に配慮しながら事故防止の徹底を図ってください。

b 更衣室、浴室、脱衣室、和室1・2、休憩室等

定期的に巡回するなど来場者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。

c 忘れ物の点検、処理

利用時間終了後、忘れ物の点検を行うとともに、忘れ物があった場合は利用者への連絡等適切な処理を行ってください。

d その他

上記以外の場所についても定期的に監視・巡回を行い、不審者、不審物等の発見に努め、発見した場合は関係機関の連絡等、適切な対応を行ってください。

(エ) 施設利用の許可（取り消しを含む）

次に掲げる内容に従い施設の利用許可を行ってください。

なお、次に掲げる項目以外の事例については、長崎市と協議のうえ業務を行ってください。

a 利用者の利用許可等に関すること

次に掲げる申請に基づき、施設の利用の許可及び貸出を行ってください。

(a) 個人利用

長崎市民水泳プール条例第7条及び長崎市民水泳プール条例施行規則第11条から第13条までの規定に基づき個人利用の手続きを行ってください。

(b) 専用利用

長崎市民水泳プール条例第7条並びに長崎市民水泳プール条例施行規則第8条及び第12条から第14条までの規定に基づき専用利用の手続きを行ってください。

なお、利用の許可にあたっては関係団体と日程等の調整を行うとともに、長崎市と事前に協議を行ってください。

(c) 団体利用

長崎市民水泳プール条例第7条並びに長崎市民水泳プール条例施行規則第9条及び同第12条から第14条までの規定に基づき団体利用の手続きを行ってください。

なお、団体利用の許可にあたっては関係団体と利用調整会を行うとともに、長崎市と事前に協議を行ってください。特に夏季休業期間中において小榊小学校校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール（浴室、和室を除く）を利用するときは、20回を限度として利用料金を全額減免としているため、利用団体間での平等利用の確保の観点から十分な事前調整に心掛けてください。

(オ) 施設の利用料金の徴収

施設の利用に係る料金及び附属設備の利用に係る料金は利用料金とし、指定管理

者の収入とします。

なお、回数券（プール及び浴室）に係る利用料金については、販売した枚数から使用された枚数を差し引いたものに、1枚分に係る販売単価を乗じた金額（小数点以下切捨）を、次期指定管理者に引き継ぐものとします。

また、旧木鉢プールの回数券については、神の島プールでも使用可能とし、使用枚数に回数券（11回分）利用料金の1/11を乗じた金額（小数点以下切捨）を、年度末に長崎市が指定管理者に支払います。詳細については、協定書で定めることとします。

(カ) 利用料金の減免

利用料金は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、減免することができます。

(キ) 利用券、回数券の販売

プール及び浴室の利用券は、券売機2台により販売します。また、プール及び浴室の回数券については、受付で販売します。

(ク) 小榊小学校の水泳授業への対応

施設の開場時間外である夏季休業期間前後の平日午前中に小榊小学校の水泳授業を実施（30日程度）するため、その対応を行ってください。なお、その際のプール監視業務は必要ありません。

イ 神の島プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ア) 施設及び設備の保守点検

a 建物及び備品等の適正な管理

※業務に必要なコピー機、パソコン等の事務用備品、筆記用具等の事務用消耗品は指定管理者で用意してください。

b 建物・備品の破損等がある場合は補修を行うとともに、管理日誌等により長崎市に破損及び補修の内容を報告してください。

c 消防用設備等点検業務、受電設備保安業務、第1種圧力容器性能検査整備業務、ろ過設備点検業務、水質検査等必要な点検を実施してください。

なお、受電設備保安業務については、必ず指定期間中に1回はヒューズの交換を行ってください。

(イ) 施設等の修繕

a 指定管理者が行う修繕

附属設備や備品の故障、雨漏りなど長崎市民神の島プール運営において緊急を要する修繕で1件当たりの金額が500千円未満のものについては、長崎市が委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で指定管理者において対応するものとします。

b 修繕の執行

修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）に準じて行うようにしてください。

c 長崎市が行う修繕

大規模な修繕及びaで定める指定管理者が行う修繕以外の修繕については、長崎

市において計画的に行います。指定管理者は事業報告書等で要修繕箇所の報告を行ってください。

(ウ) 施設及び敷地内の清掃

- a 施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、施設内の清掃を適切に行ってください。なお、必要とする用品は、指定管理者の負担とします。
- b プール水及び浴槽水は開場時間外に毎日濾過機により逆洗作業を行うとともに、浴槽については、週1回以上浴槽水の入れ替え及び浴槽の清掃を行ってください。
- c 敷地内において、定期的な除草を行うとともに、樹木については適度に剪定するなど、敷地内の美観に努めてください。

(エ) 施設の警備

- a 建物については、機械警備を導入しているため、夜間及び休場日は機械警備による安全管理に努めてください。
- b 事故が発生した場合は、速やかに被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処してください。
なお、詳細については、別紙警備業務仕様書に基づき行ってください。

(オ) 備品類の管理

- a 指定管理者は、長崎市が所有する備品等については、長崎市会計規則（昭和39年規則第21号）に定める備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議するとともに移動について定期的に長崎市へ報告してください。
- b 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達してください。
- c 備品等の詳細の取り扱いについては、別途協定書において定めることとします。

(カ) その他の維持管理

- a プールの鍵の管理に関すること
開場に伴う解錠及び閉場に伴う施錠を確実にを行うとともに、不正な利用がないよう鍵は確実に保管してください。
また、別紙警備業務仕様書に基づき、機械警備の開始・解除を行ってください。
- b 消耗品等物品の調達に関すること
利用者が安全安心かつ快適に利用できるよう、適正な水質管理に努め、必要な消耗品の購入及び交換等を行ってください。

ウ その他の業務

(ア) 事業計画書及び収支予算書の作成

毎年度3月20日までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を長崎市に提出してください。

(イ) 事業報告書の作成

- a 管理日誌の記録に関する業務
別に定める様式にて、翌月の10日までに長崎市へ報告してください。
- b 利用者数の集計及び報告に関する業務

別に定める様式にて、翌月の10日までに長崎市へ報告してください。

c 事業年度終了後30日以内に、別に定める様式により事業報告書を提出してください。

(ウ) 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告

(エ) 職員研修

利用者等の安全の確保、施設の適正な維持管理及び施設の効用を高めるために必要な職員研修を行ってください。

(オ) 利用者等からの苦情への対応

利用者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、記録してください。

また、必要に応じて、長崎市と協議しながら対応してください。

(カ) モニタリングの実施協力

長崎市が利用者の意見や満足度等を聴取するためモニタリングを実施する際は、円滑に行われるよう協力してください。

なお、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

a 実施方法

(a) 事業報告書の提出

指定管理者は実施した事業に関する報告書(事業報告書)を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出することとします。

(b) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について長崎市に報告するものとします。

(c) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じることとします。

(d) 担当職員による現地調査

長崎市の担当職員が、直接施設に赴き、管理運営の状況を調査することとします。

(e) その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとします。

(キ) 利用者増加に向けた広報・PR活動

ホームページの管理・運用や外部媒体の活用等により、利用者増加に向けて積極的な広報・PR活動を行ってください。

(ク) 長崎市が実施する業務への協力

必要な範囲において、長崎市が実施する業務に協力してください。

(ケ) 緊急時の対応

a 事故発生時には、救護措置をとり、長崎市及び警察等関係機関へ連絡報告等を行ってください。

b 天災、火災等の災害発生時は、利用者の安全を最優先に避難誘導を行うとともに長崎市及び消防署等関係各機関に連絡を行うなど適切な対応を行ってください。

また、円滑な避難誘導等を行うことができるよう、普段から必要な訓練等を行ってください。

(2) 自主事業

指定管理者が自主事業を行う場合は、長崎市に実施計画案を提出し、承認を得たうえで実施してください。

9 経費等について

(1) 収支報告

会計年度終了後、30日以内に事業の報告を行ってください。なお、収支報告については、公認会計士又は税理士が作成した収支計算書を提出してください。

(2) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(3) 立入検査

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

10 保険の付保について

長崎市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者自らの責任と費用において実施する自主事業などの保険の対象とならない事業に起因する事故等によるものについては対象になりません。

11 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の項目に留意して円滑に実施してください。

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。

(2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその趣旨に基づき業務を実施してください。

(3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。

(4) 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を定めるものとします。

(5) 市民の利便に資するため、開場時間及び休場日の変更が必要であると市長が認めたと

きは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。

(6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。

(7) 指定期間中、年度ごとの予算については、長崎市の財政状況等により金額が変更となる場合があります。

12 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し、決定します。